山形市の市民活動の情報と支援センターからのお知らせをお届けする情報誌

山形市市民活動支援センターだより

〒990-8580　山形市城南町１－１－１ 霞城セントラル２２・２３階
TEL：023－647－2260　FAX：023－647－2261　E－mail：center@yamagata-npo.jp

発行元　山形市市民活動支援センター
発行日　２０１２年　１月　２５日

Vol. 9

特集

山形市市民活動支援センター
イベント講座レポート
平成２４年４月より
ＮＰＯ法が変わります

●センターブログからＰＩＣＫ　ＵＰ
●センター何でも掲示板

山形市市民活動支援センターは、NPO法人山形の公益活動を応援する会・アミルが指定管理者として運営しています。
山形市市民活動支援センター登録団体数（2012年1月現在308団体）　団体の詳細は、http://www.yamagata-npo.jp をご覧ください。

山形市市民活動支援センタースタッフブログ「NPOの愉快な仲間たち」http://blog.yamagata-npo.jp/center/

センターブログからPICK UP

2011.11.16 の記事より

みなさんはじめまして！

こんにちは、みなさんはじめまして！
９月から、山形の公益活動を応援する会　アミルで アルバイトさせていただいている、東北芸術工科大学１年の山崎愛深です。
大学では、商品開発やマーケティング戦略など、プランニングを学ぶと当時に、人間力を高めることを目標とした、企画構想科に所属しています。
今年の夏に、NPOハーバランスさんで 興味があった“社会起業”についてのインターンシップをしているとき、地域の市民活動を支援しているアミルさんを紹介していただき、
是非ここで働きたい！と思い、お手伝いをさせていただくことになりました。大学１年生で、大学のことも、お手伝いのこともまだまだ未熟ですが、いち早くみなさんのお役に立てるように精一杯頑張ります！
これから宜しくお願いいたします。

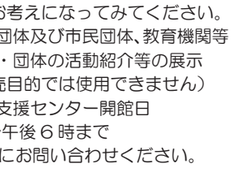

2011.12.24 の記事より

被災地の皆さんを訪問、交流

今日は12月24日。皆さんクリスマスを楽しくお過ごしでしょうか。
先日、いつも支援センターを利用してくださる、城南町の福祉協力員Ｙさんが来館されました。近隣の町内会との連合で、ボランティアを募り、２月に被災地へ訪問し地元の方と交流してきますと教えてくださいました。訪問するのは、東松島市の仮設住宅の集会場だそうです。山形の新米のおにぎりを持っていき、東松島市の皆さんと楽しくおしゃべりしてくるとのことでした。
被災地の仮設住宅では、高齢者の方や障がいのある方の外出が少なくなり孤立している、地域の人との交流が以前よりなくなったなどの問題が、新聞やニュースで取り上げられています。
そうした問題を解決するため、保健師さんの定期的な仮設住宅の訪問や集会場での交流会、お茶のみサロンなど、孤立化防止やつながりを強くするために、行政やＮＰＯ、様々な機関で取り組みがなされているそうです。今回は、登録団体のＮＰＯ法人ディー・コレクティブさんが、東松島市の仮設住宅担当の方とＹさんをつないでくださり、この交流活動が実現しました。ディーコレクティブの皆さん、ありがとうございました。
Ｙさん、町内会の皆さん、ぜひ被災地の皆さんと和やかに過ごしてきてください ^^　気をつけていってらしてください！

センター何でも掲示板

【第４回やまがた市民活動まつり開催します】

＜やまがた市民活動まつりは、市民のみなさんと市民活動団体との出会いと交流の場です。
たくさんのすてきな出会いがまっています！＞

■日時：２月２６日(日)
午後０時３０分～午後３時３０分頃
■場所：霞城セントラル１階アトリウム(山形市城南町１－１－１)
■内容：山形で活動する市民活動団体の活動紹介フェスティバルです。
３６団体が参加し、ブース展示やパネル展示、ステージ発表を行います。景品が当たるスタンプラリーも開催します！
入場無料ですので、ぜひ足をお運びください。
※とうふ、玉こんやクッキーなどの販売もあります。
■お問合せ先：山形市市民活動支援センター連絡協議会
事務局(山形市市民活動支援センター内)
□主催：山形市市民活動支援センター連絡協議会

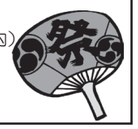

【パソコンお悩み相談会】

■日　時：毎月第二木曜日　午後７時～午後９時
※直近の予定：２月９日、３月８日
■場　所：山形市市民活動支援センター
ミーティングコーナー
■内　容：パソコンのお悩み相談を個別に受け付けます。
・ワード等のソフトの使い方がよくわからない
・インターネットやメールの使い方がよくわからない
・新しいパソコンの使い方がよくわからない　　等など
※Ｗｉｎｄｏｗｓに限ります。
■対　象：山形で市民活動・ＮＰＯに関わっている方
■費　用：無料
■申込み：事前予約が必要です。

【ツボをおさえてラクラク！「パワーポイント初級講座」開催のお知らせ】

■日時：２月２２日(水)午後１時３０分～午後４時３０分
■場所：市民活動支援センター　会議室Ｂ(山形市城南町１－１－１
(霞城セントラル２２階)
■費用：無料
■内容：文字や写真にアニメーションを設定してみよう
■対象：山形でＮＰＯ・市民活動に関わる方で、パワーポイントの初歩を学びたい方。
■定員：１０名程度
○申し込み　２月１９日(日)まで
※詳細は山形市市民活動支援センターのホームページをご覧ください。

【NPOギャラリーを活用しませんか】

■23階の「展示スペース～NPO(ん～ぽ）ギャラリー～」は、
・団体の活動紹介(活動の歴史紹介、イベント紹介等)
・イベントの展示会場(絵画、写真、手芸等の作品展示等)　など
にご利用頂けますので、活用をお考えになってみてください。
◆ご利用できる方　当センター登録団体及び市民団体、教育機関等
◆用途の範囲　イベントの開催・団体の活動紹介等の展示
(商業活動や販売目的では使用できません)
◆利用時間　山形市市民活動支援センター開館日
午前９時30～午後６時まで
※ご利用の詳細についてはお気軽にお問い合わせください。

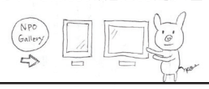

☆山形市市民活動支援センター☆
広報お手伝い
ボランティア募集
※詳細は山形市市民活動支援センターまでお問い合わせください。

山形市の市民活動の情報源！
メールマガジン発刊中！
配信希望の方は、
kanri@yamagata-npo.jp まで、
ご連絡ください！

≪東日本大震災復興支援情報コーナー≫を設置しています

☆随時更新中☆

センター内印刷コーナー脇に、東日本大震災支援情報掲示板を設置しました。
・山形県内の被災地復興支援活動の情報
・避難者支援関連の新聞の掲示
などを行っています。
ご来館の際はぜひチェックしてみてください。
○復興支援活動の情報や避難者の皆さんへの支援の情報など、皆さんからの情報提供もお待ちしています。

山形市市民活動支援センターだより
発行責任者：所長　齋藤　和人
イラスト：藤井さやか
編集：那須，柴田

【支援センターイベント講座レポート】

センターで実施した講座やイベントの報告は当センターホームページでもご紹介しています。
http://www.yamagata-npo.jp/modules/d1/index.php?cat_id=26

マネジメント講座～総務・労務編～

「マネジメント講座～総務・労務編～」を今年度も開催しました。
講座は労働基準法関係で２回、労働及び社会保険関係で２回の計４回開催し、延べ４５名の方の参加を頂きました。「実務に活かして頂きたい」との願いから、一方的に説明するのではなく、随時質問を受け付けながらそれに答えて疑問やわからない事を解消していくという形で進めて頂きました。
保険関係を簿記講座などで幾度となくお世話になっている、行政書士で商務センター所長の鈴木利右工門氏に、労働基準法関係を、山形労働基準監督署次長の青山稔氏に講師をお願いしています。今回は初めて労働基準監督署から講師を派遣して頂きました。講座の主旨をご理解頂いたことから、今後も協力頂けることになりました。
内容については、実務に沿った質疑・応答形式で進めたこともあり概ね満足頂けたようです。どの回のアンケートでも「一方的な講座ではなく参加者との質問のやり取りで進められたので事例が聞けて良かった」と言った声が多く聞かれました。

労働基準法関係では、ボランティアの扱い方についての質問が市民活動やＮＰＯならではのものではなかったかと思います。労働基準法上は「ボランティア」という概念はなく､あくまでも「労働者」になるので注意が必要ということです。また、変形労働時間も必要に応じ積極的に活用してほしいと、講師の青山氏がおっしゃっていました。
保険関係では､「労災保険に対する認識が改められた」との声を聞きました。労災保険は使うと面倒になるので、なるべくなら使わないほうが良いと思っていたが、今回の講座に参加したおかげで必要なときは正しく利用したほうが、労使共に利益を得られることがわかったということです。
今回は、広報のタイミングが遅くなってしまったことと、開催時期に若干配慮が足りなかったことを反省していますが、次回にはこの反省点を活かし、より多くの方に活用していただけるような企画にしていきたいと考えていますので、ご期待ください。
（文責：那須）

第７回「パソコンお悩み相談会」

平成２４年１月１２日（木）１９時００分～２１時００分に、山形市市民活動支援センターのミーティングコーナーにて、「第７回パソコンお悩み相談会」を開催しました。
＜概要＞
当センターでは、山形市の市民活動団体がパソコンを有効に活用し、ＩＴのスキルを高め、それぞれの活動をより効果的にしていただくことを目的として、パソコンに関するサポートを行っています。「パソコンお悩み相談会」は、山形市で市民活動に関わる方が、活動の際に生じたパソコンの疑問点を、気軽に相談できる場として、毎月第２木曜日に定期的に開催しています。
＜参加者＞
２名の方からご相談いただきました。
＜相談内容＞
・インターネット上でメールやファイルを扱うサービスについて（ログインの経路や使い方がわからない）
・インターネットを使ったチャットサービスについて
・ワードとエクセルを使った表の作り方について
独りで操作できるようになっていただけるよう、実際に操作をしていただきながらご説明いたしました。
＜参加者のみなさんの声＞
・久しぶりにパソコンに触ると操作の手順を忘れてしまっていて困ってしまう。
・順を追って丁寧に教えていただいたので、今度は一人でもできそう。
＜次回の開催予定＞
平成２４年２月９日（木）１９時～２１時、事前予約制です。
パソコンのことで困っていることがありましたら、ぜひお問い合わせください。
（文責：佐藤）

マイクロソフト オフィスの使い方を学ぶ講座

「ワード初級講座」を開催しました！

平成２３年１２月２２日（木）１３時３０分～１６時３０分に､「ワード初級講座」を開催しました。
毎月１回定期的に、マイクロソフト社のオフィスソフトの使い方を学ぶ講座を開催していますが、今回は「ワード」の基本機能を学びました。
「ワードの基本を学びたい」「ワードをもっと上手に使いたい」とお考えのＮＰＯ・市民活動団体で活動する４名のみなさんからご参加いただきました。
まず､簡単な自己紹介をしていただいたあと､実際にワードを使いながら活動カレンダーを作っていき、そのなかで、ワードの機能をひとつひとつ試し、初歩的な使い方を学んでいく、という内容です。
一方的な受身の学習ではなく、参加者同士も教えあい、楽しい和やかな雰囲気の中での学習となりました。
参加者のみなさんからは、
・わかりやすい指導だった。
・これまで知らなかった操作方法を数多く学ぶことができた。
・いろいろな機能が覚えられた。
という声が聞かれました。
今回学んだことを、ぜひ実際の活動の現場でも使ってもらえたら嬉しいです！
今後も、テーマを変えて定期的に開催する予定ですので、ぜひご参加ください。
詳細はお問合せください。
（文責：佐藤）

「地域貢献・社会貢献をビジネスにしたい人のためのワクワク勉強会」を開催しました！

平成２３年１１月２５日（金）１８時３０分～２１時、「地域貢献・社会貢献をビジネスにしたい人のためのワクワク勉強会」を開催しました。継続して月１回開催しています。
少子高齢化・環境・地域格差など、社会に顕在化する多様な地域課題・社会的課題を解決していくビジネスに関心を持っている方向けの勉強会です。
「会社を経営しているが、新しく NPO を作りたいと思っている。NPO の事業化について勉強したい」､「会社員として働いているが、先日地域の国際イベントにボランティアとして参加したとき、そのイベントを主催していた NPO のスタッフの方が生き生きとしていた。そこから NPO やソーシャルビジネスについて関心を持った」など､NPO の仕事や事業について関心を持っている７名の皆さんが参加されました。
まず、勉強会の導入として、自己紹介や皆さんが勉強会に参加した動機などを話していただいた後、社会貢献ビジネス（ソーシャルビジネス）の仕組みや特徴について、講義を行いました。その後、現在構想しているビジネスモデルを描くワークなどを行いました。
今回の参加者の方からは、地域や社会の問題を解決していくことを目的としてビジネスを行うという視点は、既存の企業の中で会社員として働いているだけでは気づけない視点だ、という感想がありました。利益を過度に追求する組織で仕事をしていくのは働く側としてもつらく、会社員として勤めるけれども、本当はもっと社会の役に立っていることを実感しながら仕事がしたい、という思いを持つ会社員の方もいると感じました。（文責：舟田）

●行政の価値観に左右されない多元的で自由な活動を推進　●情報公開制度を重視し、市民監視により公益性を担保　●寄付の促進のため、認定ＮＰＯ法人制度を導入といった３つの柱を強化し、認定ＮＰＯ法人制度をより使いやすいものにする事を目的にした改正ＮＰＯ法が今年の４月より施行されます。支援センターでは今後、講座などを通じて皆さんのご理解を深めて頂ける機会を企画したいと考えています。
まだ関係機関の方向性が出ていない部分もありますが、改正の概要についてまとめてみましたのでご参考にしてください。

4月から NPO法が 変わります

都道府県・市町村の裁量に委ねられまだ方向が明確になっていない部分に関しては、確認が取れましたら改めてお知らせいたします。

□ 活動分野が２０分野に増えます

●活動分野が従来の１７分野から２０分野になります
※追加されるのは次の３分野です
①観光の振興を図る活動
②農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
③法第２条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

□ 認証制度が柔軟化・簡素化されます

①認証審査期間が柔軟化されます
所轄庁は、認証審査期間について、縦覧期間が終了した日から２カ月以内で都道府県又は政令指定都市の条例で定める期間とすることができます
②社員総会の決議を省略することが出来ます
社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議を省略することができます
③理事の代表権の制限に関する登記が出来ます
「代表理事」が法制上認められます＝「代表理事」の登記が出来るようになります
④届出のみで認められる定款変更の項目が拡大されます
※追加されるのは次の４項目です
・役員の定数　・会計に関する事項　・事業年度
・解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
⑤解散公告が簡素化されます
解散時における債権者への債権の申出の催告についての公告の回数が、「3 回以上」から「少なくとも１回」に簡素化されます

□ 認定ＮＰＯ制度が変わります

①認定ＮＰＯ法人制度が税法からＮＰＯ法へ組み入れられます
中間支援組織が認定 NPO 法人の相談窓口になれるようになります
②認定機関が国税庁から都道府県に変わります
認定制度が身近なものになり相談や受付が簡易にできるようになります
③認定ＮＰＯ法人となるための要件が緩和されます
・3,000 円以上の寄付者を年間平均 100 人に集めれば要件の１つを満たすことになります
・「年間平均１００人」は地域の実情にあわせ都道府県や市町村が別に定めることが出来るため、より要件を満たし易くなる可能性があります
④仮認定制度が導入されます
ＰＳＴをクリアしていなくても他の要件を満たしていれば寄付者が税制優遇を受けられる「仮認定制度」が導入されます（有効期間３年）
⑤損金算入できる額が変わります
・所得金額の 50%または 200 万円のいずれか大きい金額を損金算入できるようになります
※ＰＳＴ（パブリックサポートテスト）とは、市民から広く支持を受けているかどうかを判定するテストの事です

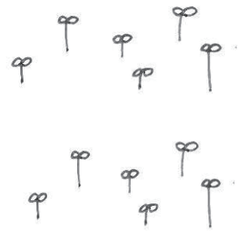

□ 複数の都道府県に事務所がある場合の所轄庁が変わります

●内閣府所轄が廃止され、主たる事務所のある都道府県（又は政令指定都市）が所轄庁になります

□ 信頼性向上のための措置がとられます

①認証後未登記団体は認証が取り消されます
設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から６月を経過しても設立の登記をしない場合、所轄庁は設立の認証を取り消すことができます
②「収支計算書」が変わります
「収支計算書」を「活動計算書」に変わります
ただし、当分の間収支計算書を提出することもできます
③情報開示の充実が求められます
主たる事務所だけではなく、従たる事務所でも原則として事業報告書等の閲覧が出来るようにしなければなりません